



## 生活騒音の近隣への配慮を

私たちの身近には、色々な音があります。快く感じる音がある反面、迷惑に感じる音もたくさんあり、迷惑に感じる音を総称して生活騒音と呼んでいます。

誰もが生活騒音の加害者・被害者になる可能性があり、時に円滑な近所付き合いに支障をきたすことも考えられます。

生活騒音は人によって感じ方が違うものです。生活するうえで必要な音、自分にとって心地よく感じる音も他人にとっては、うるさい音、不快な音と感じる場合があります。日ごろから音に注意を払い、家庭機器・楽器の使用などについて配慮と工夫をしましょう。

特に次のことに注意し、身のまわりの音環境を見つめ直してみましょう。

- ・室外機や換気扇などの騒音源となりやすいものから異常な音は聞こえませんか?異常な音が聞こえる場合には販売店などに相談するなど適切な管理をしましょう。
- ・掃除機や洗濯機の品質表示ラベルには騒音値が表示されていますので、なるべく音の小さい機種を選びましょう。
- ・ピアノや音響機器などは隣家の境界となるべく離して設置しましょう。
- ・ピアノやエレキギターなどの楽器の夜間の使用は控えましょう。
- ・テレビや音響機器を使うときには音量に注意しましょう。音響機器などではヘッドホンを使うようにしましょう。
- ・ペットは、吠え癖などがつかないようにしつけをし、食事、運動などをしっかり行い、ストレスをためないようにしてあげましょう。

**【問合先】**環境経済課

## 裁判所からのお知らせ

裁判所では、国民の皆さんに、新しくできた制度や裁判手続きを知っていただくため、毎月テーマを決めて、裁判所のウェブサイト(<http://www.courts.go.jp/index.html>)でご案内しています。ぜひご覧ください。

9月のテーマ

### 「法の日」週間を迎えて

**【問合先】**岐阜地方裁判所事務局総務課  
☎262-5122



## 野外焼却(野焼き)はやめましょう!

廃棄物を、基準に適合した焼却炉などを用いず、野外で焼却(野焼き)することは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により原則禁止されています。

また、野焼きには常に火災の危険が伴うことを忘れないでください。安い野焼きはやめて、ごみは分別して決められた収集日に出しましょう。

### ◆例外になる野焼き

河川敷の草焼き・災害などの応急対策・火災予備訓練・左義長・焼畠・畦の草や下枝の焼却

※焼畠などのやむを得ない野焼きとは、害虫駆除や最低限度の肥料取りが該当します。農業に関するすべての野焼きが除外されているものではありません。

苦情が発生した場合は、直ちに焼却行為の中止をお願いします。

**【問合先】**環境経済課



## 9月の番組案内

**【番組名】**チャンネルCCNスペシャル

～第66回岐阜県高等学校演劇大会岐阜県大会～8月に行われた第66回岐阜県高等学校演劇大会岐阜県大会の模様を放送します。

**【チャンネル】**12ch **【放送期間】**9月27日(木)まで

**【放送時間】**(火)午後9時～

(木)午後3時～、午後9時15分～

(土)午後2時～ (日)午前10時～



演劇大会岐阜県大会の様子

**【番組名】**エリアトピックス **【チャンネル】**12ch

○敬老のつどい **【放送日】**9月19日(水)

○鮎鮎街道ウォーク **【放送日】**9月27日(木)

**【放送時間】**午前7時45分～ 午前11時～、

午後8時～ほか

※都合により、放送内容が変更される場合がありますのでご了承ください。